

## 戸籍に就て

岩澤彌衛八

紀元二千六百年を壽ぎ奉ると共に、明治に生れ教育を受け大正を経て昭和の今日に至る迄、厚き御恩澤を蒙れる自分は報恩の念更に新なるを覺ゆ。特に東亞新秩序建設の時に當り、不明を顧みず表題に付きて解説を試み聊か微衷を表せんとす。後進の方々に裨益する所あらば幸甚の至なり。

## 緒言

戸籍に就てと云つても戸籍法の説明を主とするに非ず、戸主の家に入るとか家族となるとか云ふことを戸籍を入れとか之を脱ぐと云ふ方が通俗的に解り易き様に思はるゝ所より、戸籍の出し入れを爲す原因と、之に伴ふて戸籍が變更せらるゝ各場合に就て述べんとするものなることを附言して以て讀者の期待を裏切ること防止せんとす、之を了せられよ。

## 總説

我國現行民法親族篇に於て規定する所に依れば、戸主の義務に種々あれども其大なるものは家族扶養の義務な

り。戸主に此義務を負担せしむる爲めには、戸主の直接間接の同意を得るに非ざれば家族となること能はざるを常とす。元より法規により家族たるべきを命ずるものあり（民法第七百三十二條）と雖も、之れは戸主が未だ戸主とならざる以前に前戸主の家族たりしものは、新戸主の親族は勿論親族に非すと雖其家族となると定め、戸主の變更の時に於ける前戸主の家族に迷惑を及ぼさぬことを期したるものなり。然れば妻は夫の家に、入夫及婿養子は妻の家に、戸籍を送り届けるもの（民法七百八十八條）なれば夫婦は同一戸籍内にあるが故に、配偶者の双方が戸主の親族なる場合は申すに及ばず、其一方が親族なる場合に即他の一方が戸主の親族とならざる場合にも家族とする旨を明定して、婚姻の効果を全うし併せて家族たるべきものは同一家に戸籍の存することを要件としたるも、しかも之れが戸主の家に在るには豫め戸主の直接間接の同意を要したることを示すものと解せらる。之を要するに民法第七百三十二條第二項所定以外の家族は直接間接戸主の同意を得て其戸籍に入りたる戸主の親族又は其配偶者たらざるはなきものとす。仍て家族として入籍する場合に付き順次説明せん。

## 分 説

### 第一 出生に依る場合

1、戸主たる夫と其家族なる妻との間に生れたる子は元より自己の家族として夫即父の家に籍を付くべきは勿論とす。（民七三三條）

2、戸主なる男と妻にあらざる女との間に生れたる子は、夫婦の間に生れたるに非ざるを以て法律上私生子なり。従て母なる女の屬する家の籍に付くべきものとす。若し母が其家の家族なるときは其戸主の同意を得ることとを要す。若し同意を得ること能はざる時は私生子は一家を創立す。(民七三三條、七三五條)

若し右戸主なる男が右私生子の出生前又は出生後届出前又は出生届出と同時に認知したる時は(民八二九條乃至八三一條)庶子となるを以て父即ち戸主の男の家族として籍が付けらる。

然れ共一旦私生子として母の家に籍が付けられたる後は、認知によりて庶子となり父定まると雖も父の戸籍に入ることなし。故に父の家族と爲さんとするには親族入籍等他の法規に依るを要す。蓋し民法七百三十三條以下の規定は初めて入るべき家を定めたるものにして、一旦一の家に籍が定まりたる後は此規定は適用されざる意なりと解せらる。

3、家族なる夫と其妻との間に生れたる子は、當然其夫なる父の家に籍が付けらる。之れ戸主に於て右夫妻が家族たることを認め居るを以て其間の子の入籍を拒むを得ざる道理なり。然れ共若し右夫が他の女と通じて子の生れたる場合に於ては、假令夫が認知したる時と雖も戸主に入籍の許否を一任するを以て元より之を拒む事を得。若し拒まれたる時は母の屬する戸籍に入るを順序とするも母も亦其戸主の同意を得るを要するを以て若亦右同意を得ざる時は入籍せしむる事を得ず。茲に至れば遂に其子は一家を創立せしむるに至る。(民七三五條)又家族なる女が生みたる私生子は其女なる母の戸籍に入るを常とすれ共戸主之を拒む時は又一家を創立す。(民七三五條)

4、一旦婚姻したる後子の出生前に父が離婚又は婚養子縁組の場合に於て離縁して其家を去りたる時は、母が懐胎したる時に遡りて其時に於ける父の家に入るなり。是れ其戸主に於て婚姻又は婚養子縁組に同意せる爲其子の入籍を拒むを得ずとの前提の下に定められたる規定と察せらる。然れ共父母共に其家を去りたる時は原則に従ひ父の家に入る。若し母が一旦其家を去りたる後子の出生前に復籍したる時は又懐胎の時に遡りて父の屬したる家に籍を付くべきものとす。本來子は父母に従はしむるを親子の情よりするも教養の關係よりするも至當なるを以て之を原則とすと雖、父が他家に婚姻又は婚養子縁組入夫婚姻等に依りて入籍したるも離婚又は離縁に依りて其家を去り實家に復籍したる場合に於ては、成可く其の家に屬せしむるを子の爲なりとして父に従はしめず、又父も復籍後の行動を差支なからしむるの意に出たる特別規定を設けたるものと推せらる故に、父母共に其家を去りたる場合には本則に遵ひ父母に従はしむることとせり。今父母共に家を去りたる場合に父母が婚姻を繼續する場合と然らざる場合とを生ず。即ち父母が各養親と養子縁組を爲すと共に婚姻を爲したる場合に各養親と離縁を爲したるときは前の場合を生じ、更に父母離婚を爲したるときは後の場合を生ず。而して前者即ち離縁の場合には復籍することは法の命する處にして、又夫が復籍したる場合に妻は夫に従ひ其籍に入るべきを以て、其家の戸主は其間に生れたる子の入籍を拒むを得ざるは勿論、後者即ち妻と離婚して單獨復籍したる場合に於ても婚姻中に懐胎したる子は夫の子と推定せらる(民八二〇條)を以て、夫の婚姻又は婚養子に同意せる戸主は子の入籍を拒むことを得ざるものとすを以て此兩場合に於ては原則に従ひ父の籍に入る次第な

り。特別の事情に依り實家が廢絶家となり又は復籍拒絶（民七四〇條、七四二條参照）せらるゝ場合は一家を創立するを以て右父は創立したる家の戸主なるが故に子が其籍に入るは説明する迄もなきこととす。只子が一旦入籍したる後父母共に其家を去るも子の戸籍に變更を來すことなきは前述したる處と同一なることを附言す。

## 第二 婚姻縁組又は離婚縁に因る場合

1、戸主が妻を娶る場合の婚姻に於ては、妻は夫の家に入り其家族となり夫婦互に扶養の義務あるのみならず、戸主として妻を扶養する義務あり。又婚姻成立したる後に於て夫婦關係繼續せるに拘らず戸籍を別にするには許されざる處にして常に同一戸籍内にあらざるべからず。之子は父の家に入ると云ふ規定と其趣旨を異にする所なり。女戸主が夫を迎ふるには妻の家に入る其時に於て豫め反對の意思即入夫を戸主となさざる旨を届出たるときは入夫は妻の家族となり、之の届出を前以て爲さずして入夫婚姻届を爲すときは入夫は其家の戸主となり、女戸主は其時に隠居したるものと看做され入夫の家族となる。之れ戸主承知の上に出來たる家族なりとす。妻の離婚入夫の離婚に於て復籍するは、復籍さるゝ家の戸主の前以て斯ることあるべきを承知して婚姻に同意せるものなるを以て之を拒むを得ず。只婚姻に同意せざる戸主は婚姻又は養子縁組の日より一年以内に離籍又は復籍拒絶を爲すことを得（民七五〇條）從て之等の場合に復籍することを得ざるが故に再び家族となることなく一家を創立するより外なし。

2、家族が婚姻に依り妻を娶り又は他家に嫁する場合、及び養子縁組に依りて他家に行き又は養子を迎へたる場

合には、孰れも其各家の戸主の同意を要するを以て其承諾の上一の家の家族たるを脱離して他の一家の家族となるは明なる處なれ共、離婚又は離縁に當りては其反對の結果となることも戸主の豫め認むる處に屬す。只前述の如く婚姻又は縁組に同意せざる戸主は離籍又は復籍拒絶を爲し得るを以て、今假りに兩家の戸主が各其婚姻又は縁組を拒みたりとせば其家族は離籍せられ一家を創立するより外なく、從て其配偶者又は養子は其創立したる家の家族として入籍すべきものとす。又復籍拒絶せられたる時は元より離婚又は離縁によりて復籍せんとする場合に之を爲し得ざるを以て一家創立せざる可らざるも、離婚離縁せずして婚家縁家に入籍せるまゝ一生を終るに於ては何等承諾を以て婚姻縁組を爲したる場合と異なることなきも、婚家縁家の戸主が離籍することを得るが故に前述の如く一家創立したる新なる家の家族となり其家に籍が入ることとなる(民七五〇條)

3、親族入籍と稱せられて戸主の親族にして他家にある者は戸主の同意を得て其家族となることを得るを以て籍を變へることを得。離婚に非ずして夫と死別せる場合の如く婚姻解消となりたる場合にては親族入籍に依りて實家の家族となることを得る(民七三七條以下参照)

以上主なる場合を擧げたるも、只特に附加すべきは戸籍の出入は戸籍法の定むる所に従ひ戸籍吏に届出で其受理を得て効力を生ずるものなること、出征の軍人等の婚姻届出等に付ては新に規定せられたるものあるを以て之に留意せられんこと之なり、以上を以て終りとす。